

平成17年5月20日

各位

会社名 株式会社 ヨシタケ  
代表者名 取締役社長 山田 進  
(JASDAQ・コード 6488)  
問い合わせ先  
役職・氏名 経理部長 島 勝彦  
052-881-7146(代)

## ストック・オプション(新株予約権)の付与に関するお知らせ

当社は、平成17年5月20日開催の取締役会において、商法280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の発行について、下記のとおり、平成17年6月24日開催予定の当社第62回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

1. スtock・オプション制度を導入する目的及び有利なる条件による発行を必要とする理由  
当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主のみなさまの利益を重視した事業展開を図ることを目的として、当社取締役および従業員に対し新株予約権を無償で発行するものであります。
2. 新株予約権発行の要領
  - (1) 新株予約権の割当を受ける者  
当社取締役および従業員のうち、取締役会決議によって定める者。
  - (2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数  
当社普通株式250,000株を上限とする。  
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。  
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
  
また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が継承される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合は、当社は必要と認める株式数の調整を行う。
  - (3) 新株予約権の総数  
250個を上限とする(新株予約権1個につき1,000株。ただし、前項(1)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う)。
  - (4) 新株予約権の発行価額  
無償で発行するものとする。
  - (5) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額  
新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という)に前項(2)に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)におけるジャスダック証券取引所における当社普通株式取引の終値平均の金額(1円未満の端数は切り上げる)とする。ただし、当該金額が新株予約権の発行日の前日のジャスダック証券取引所における当社株式普通取引の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価格で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使および「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）施行前の商法第210条ノ2に定める株式の譲渡の請求に従って行われる場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記計算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新株発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものとする。さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合は、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成19年7月1日から平成24年6月30日まで。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割り当てを受けた者は、権利行使時において、当社取締役、監査役、執行役員または従業員の地位を保有していることあるいは当社と顧問契約を締結している場合に限る。ただし、新株予約権の割り当てを受けた者が、当社を任期満了により退任した場合または定年退職その他取締役会が認める事由により退職した場合はこの限りではない。

新株予約権の割り当てを受けた者が権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人が権利を行使することができる。

その他の条件については、本総会以後に開催される取締役会の決議により決定するものとする。

(8) 新株予約権の消却の事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認された場合には、当社は本件新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権の割り当てを受けた者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合もしくは新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡

新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。

上記の内容については、平成17年6月24日開催予定の当社第62回定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認されることを条件といたします。

以上